

くじ番号	13	受付番号	3番
一 般 質 問 通 告 書			
須 恵 町 議 会 会 議 規 則 第 5 8 条 の 規 定 に よ り 通 告 し ま す。 令和 7 年 5 月 28 日 須 恵 町 議 会 議 長 殿 通 告 議 員 男澤 一夫			
表題	ほたるの湯の減免措置と利便性は	質問の相手	町長
質問事項	質問の要旨		
利用状況について ヘルストロンについて 利用者への減免措置について 利便性について 利用者の制限について	(1) ほたるの湯への入浴利用者と電位治療器ヘルストロンの利用者の年間利用者数を令和5年度、令和6年度についてお尋ねします。 (2) 健康の維持等を目的として電位治療器ヘルストロンは設置されていると思います。利用する事でどのような効果があるのかをお尋ねします。 (3) ほたるの湯利用者の中で65歳以上、障がいがある方へは減免措置を取り入れてはと考えますが、見解をお尋ねします。 (4) ほたるの湯の男湯脱衣所では故障中のロッカーが沢山有ります。利用者の事を考えると、ロッカーの修繕か取り替えを早急にするべきではないでしょうか。また、女湯の現状についてもお尋ねをします。 (5) 須恵町公式ホームページ内の「ほたるの湯をご利用ください」を開くと休憩スペース等の写真が添付され、くつろげるスペースと紹介されています。しかし、現在はヘルストロンも5台設置されており、ホームページの内容と異なっています。このようになった、いきさつをお尋ねします。 また、ホームページの現状への更新が必要ではないでしょうか。 (6) 入浴券の券売機左上に「皮膚病・性病、その他感染症のおそれがある方の入浴はご遠慮願います。」ほたるの湯と、張り紙がして有ります。 どのような事情でこのような張り紙をされているのかと、いつからなのかをお尋ねします。		